

マイケアプラン・自己作成のすすめ

社会研究部門 山梨 恵子
yamanasi@nli-research.co.jp

介護サービス利用者が介護保険から居宅介護サービス費の支給を得るためには、居住する市町村へのケアプラン（介護サービス計画）の提出が必須要件となる。ケアプランは居宅介護支援事業所のケアマネジャーによって作成されるのが通常化されている。しかしこのケアプラン、利用者や家族等が自ら作成することも可能なことは、あまり知られていない。

1. ケアプラン作成の主体は利用者自身

介護保険制度は介護の社会化や要介護の状態になった人の自立支援、自己選択を支援するシステムとして広く定着し、現在、サービスの受給者は350万人程度まで増えている。このうち、居宅サービス受給者は約270万人。現状では、要介護認定の申請からサービス利用までの一連の流れの中で、ケアマネジャーによるケアプラン作成が常態化しており、自己作成に取り組む割合は極めて低い。

しかし、サービスの単体利用や軽度の要介護認定者であれば、それほど高度な専門知識がなくともケアプランは作成できる。むしろ、主体的に自分の介護計画に取り組めるという意味で、自己作成への取り組みの意義は高い。

介護保険制度においても、サービス利用は利

図表 - 1 自己作成状況

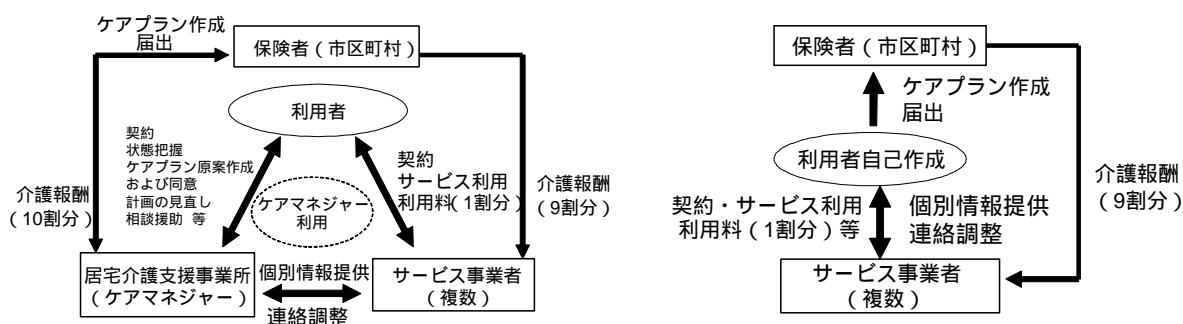
A区	2件/約 6,400人中
B区	8件/約10,000人中
C市	10件/約 7,500人中
D市	2件/約 2,600人中

（資料）統計データはないため、ニッセイ基礎研究所が都内自治体に個別ヒアリングを実施。（2006年度直近データ/月別）

用者の「選択」によって行われるという点が明確に謳われている。これは、ケアプラン作成の主体があくまでも利用者自身であり、ケアマネジャーはその専門性をもって個々のケアプランづくりを支援する立場であることを示している。

ケアマネジャーは介護サービスの計画策定、サービス事業者や保険者への諸手続き、相談業務、利用者とサービス事業者の連絡調整などを主な職務としながら、個々に応じたトータルサポートケアを実現するための重要な職務を担う。現行制度では、この専門職によるケアマネジメントに対して、取扱い件数と要介護度に応じた介護報酬額が設定されており、利用者の費用負担は免除されている。介護報酬は全額が介護保険から支払われるしくみだ。しかし、ケアプランが無償提供されるという状況は、利用者のケアマネジメントに対するコスト意識が働き難く、提供されるケアプランを受身でとらえがちになる。また、サービスや事業者を選択するのは利用者自身であることを意識し難くしてはいないだろうか。

図表 - 2 ケアマネジャーと自己作成の比較



2. 自己作成のメリット

ケアプランを自己作成する場合、本人の意思や意向はそのままプランに反映することができる。主体的に介護サービスを利用することになるため、利用者自身の満足の享受にもつながりやすい。ここでは、自己作成におけるメリットを以下のように整理した。

自分の意思や意向を直接ケアに反映できる。主体的に関わることにより、利用者・家族自身がサービス利用や在宅介護に前向きに取り組めるようになる。

ケアプランの作成体験を通して、介護保険制度や周辺情報に関する知識が深まる。

事業者と直接つながることができ、ケアに関する連携や対等な関係が築きやすい。

単に利用するサービスを組み合わせた計画書としてだけでなく、自分らしい暮らしや生き方を大切にしながら、個々の能力に応じた自立生活を実現するための計画となることがケアプランの真骨頂といえる。

3. 今後の取り組み課題

このようなメリットを持ちながら、自己作成が普及しない要因は何か。以下に自己作成の普及における課題を整理する。

自己作成に対する支援体制の整備

自己作成できること自体が利用者に理解されて

いない。また自己作成に対する支援体制は皆無に等しく、行政や事業者の消極的な対応が目立つ。

自己作成を促すインセンティブの工夫

現行制度では自己作成の労力に対する利用者への報酬は設定されていない。このためケアマネに頼んだ方が「便利で得」という意識になりやすい。

サービス事業者等に関する情報提供

専門機関では容易に入手できるサービス事業者の情報や周辺サービス、地域資源などの情報が個人には入りにくい。この点は2006年4月から開始された「介護サービス情報の公表制度」に期待がかけるところであり、利用者にはわかりやすい情報提供への工夫が望まれる。

利用者への啓発

自己作成に際しては、利用者自身が解決すべき課題や目標とする状態像を客観的に見極め、適正なプランとなることが求められる。利用者が作成したプランを評価したりアドバイスできるしくみも必要となる。

介護保険制度は、自立支援を理念に本人が使うサービスを自ら選択できるしくみとしてスタートした。介護保険法にケアプランの自己作成が盛り込まれた意図は、まさにそこであろう。

ケアプランの自己作成は、支援体制、手続きの簡素化、啓発活動などでさらに工夫できる点が多い。財源の有効利用という視点も踏まえながら、利用者の作成意欲を引き出していける取り組みが期待される。